

滑川市低入札価格調査制度実施要領

1 趣旨

この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

予定価格が500万円以上の工事（以下「適用工事」という。）の入札を対象とする。ただし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事等

3 調査基準価格

- (1) 適用工事の入札にあたり予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の68

4 入札参加者への周知

適用工事の指名通知書又は入札公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 失格基準価格

- (1) 予定価格の制限の範囲以内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が低い者から順に3者）の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定する。
- (2) 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（次号において「合計額」という。）以上となる場合は、この限りでない。

直接工事費	100分の85
共通仮設費	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費	100分の55

- (3) 前号の規定にかかわらず、第1号に規定する入札価格を平均した価格を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない場合は、失格とする。
- (4) 前3号までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

6 落札者の決定の保留

入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者（第5項第2号又は同項第3号の規定により失格となった者（以下「失格者」という。）を除く。）がある場合は、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を通知するものとする。

7 調査の実施

- (1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。

財政課長及び適用工事の事業主管課長

- (2) 調査の方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次号に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

- (3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）
- イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況
- エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- オ 手持ち資材の状況
- カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- キ 手持ち機械及び設備の状況
- ク 労務者の具体的な供給の見通し
- ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額
- コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）
- サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画
- シ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ス シのうち滑川市が発注した工事についての工事成績
- セ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）
- ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）
- タ その他調査担当者が必要と認める事項

8 指名等委員会の審査及び意見の表示

- (1) 財政課長は、様式第1号により低入札価格調査書を指名委員会又は入札参加資格委員会（以下「指名等委員会」という。）に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 指名等委員会は、財政課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第2号により意見を表示するものとする。

9 指名等委員会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 財政課長は、指名等委員会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 財政課長は、指名等委員会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- (3) 前号に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、第7項及び第8項並びに第1号の規定による手続（次号において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- (4) 前号の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者

に限る。) から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

10 入札参加者への通知

- (1) 財政課長は、前項第1号の規定により落札者を決定したときは、様式第3号により落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者には様式第4号により通知するものとする。
- (2) 財政課長は、前項第2号の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者には様式第5号により落札者としないう旨を、次順位者には様式第6号により落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札参加者には様式第4号により通知するものとする。

11 審査結果の公表

財政課長は、第9項第2号から同項第4号までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、様式第7号により調査結果の概要を公表するものとする。

12 調査期間等における入札価格の制限

- (1) 最低価格入札者又は第9項第3号若しくは第4号に規定する失格基準価格算定対象者は、当該入札の落札者とするかどうかを決定するまでの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。
- (2) 調査を経て落札者となった者は、当該工事の引渡し日までの間、工事種類にかかわらず他の工事において低入札価格調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。
ただし、落札者の責によらない事由により当該工事の工期を延長したときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、当初に予定していた工事完成期限を引渡し日とみなすものとする。
- (3) 前2号に規定する者が、他の工事において低入札価格調査の対象者となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、その者の入札を無効とする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、第1号、第2号に規定する者が行った調査基準価格を下回る価格での入札を無効としないことができる。この場合、その旨を入札公告又は指名通知書に記載するものとする。

ア 第5項第4号の規定により失格基準価格を適用しない工事

イ アのほか滑川市請負工事等入札参加者資格審査委員会又は指名委員会が認めた工事

- (5) 同一開札日に1者が2以上の案件において、調査基準価格を下回る入札をした場合は、建設業法別表第一に掲げる工事種類の順番で予定価格の高いものから低入札価格調査の対象者を決定する。
- (6) 第2号に該当する者に対して、制限する期間の通知(様式第8号)を行う。
- (7) 第2号ただし書きに該当する者に対して、制限する期間を変更する通知(様式第9

号)を行う。

- (8) 第1号又は第2号に規定する者が共同企業体である場合、各構成員について各項の規定を適用する。

13 調査基準価格を下回る価格で入札した者との契約

調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結する場合には、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 技術者等の配置については、次のとおりとする。

ア 建設業法の規定により専任の主任技術者等を置かなければならない工事においては、同法の規定により置かなければならない専任の主任技術者とは別に当該入札参加資格における主任技術者等の要件を満たす者を置かなければならない。

イ ア以外の工事においては、専任で当該入札参加資格における主任技術者等の要件を満たす者を置かなければならない。

ウ ア又はイの場合において、配置予定技術者調書に記載した主任技術者等を変更してはならない。

エ アの場合で請負金額の減額により建設業法の規定に該当しないこととなった場合はイの規定に、イの場合で請負金額の増額により同項の規定に該当することとなった場合はアの規定によるものとする。

- (2) 前号の条件を満たすことができず、落札候補者としての資格を辞退する場合は、当該入札を無効とし、不誠実な行為として指名停止するものとする。

- (3) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリングを行う。

- (4) 監督業務の頻度を高めるなど、監督業務を強化する。

- (5) 検査業務を強化し、中間検査を1回以上実施する。

14 細則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行し、同日以降に実施する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に実施する入札から適用する。